

東京2020オリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託仕様書

【留意事項】

本業務は、令和2年度第1回神栖市議会定例会において本業務に係る令和2年度当初予算が可決しない場合は、今回の企画提案による業務委託は中止するので、予め留意すること。

また、本プロポーザル実施期間中に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が、延期または中止等になった場合も、本業務は、延期又は中止するので、予め留意すること。

なお、これらのことに伴い、プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合、市はその損害について、一切負担しないものとする。

1. 業務概要

- (1) 業務名 東京2020オリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託
- (2) 業務目的 東京2020オリンピック競技大会事前キャンプの受け入れにおいて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプに関する基本合意書に基づき内定しているチュニジア共和国カヌー競技の事前キャンプや交流事業の実施に向けた調整の支援を行うこと、また、サッカー競技を中心に他の競技の事前キャンプ誘致活動や、事前キャンプの受入、交流事業の実施に向けた支援を行うことを目的とする。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで

2. 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「東京2020オリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3. 業務に要する費用（見積限度額）

43,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は企画提案の見積限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

4. 業務内容

(1) 事前キャンプ誘致支援業務（事前キャンプ実施までの期間）

①チュニジア共和国カヌー競技

- ・実施場所：神之池
- ・競技団体等との詳細調整

（調整・交渉への同行、メールや書類の翻訳、スケジュール調整、通訳の手配、練習環境の整備等）

②サッカー競技等

- ・実施場所：海浜サッカー場（サッカー）、かみす防災アリーナ（その他）
 - ・市が相手国特有の習慣や手続き等を理解し、それらを前提に事前キャンプ誘致活動を進めることができるよう支援する。また、出場決定国や出場有力国の事前キャンプにおける情報収集等を行い市へ情報提供する。
 - ・サッカー競技等事前キャンプが決定した競技の受入に伴う交渉（調整・交渉への同行、メールや書類の翻訳、スケジュール調整、通訳の手配）等の支援を行う。
- ※サッカー競技については、チュニジア共和国サッカー競技は、既に大陸予選で敗退しているため、それ以外の国を対象する。

(2) 事前キャンプ受入支援業務（事前キャンプ期間中）

①カヌー競技

- ・人数：7名程度
- ・期間：7月1日から7月14日まで（予定）
- ・練習、宿泊、通訳、食事、観光、スケジュール管理、機運醸成物品の購入、市民交流会等についての調整、手配

②サッカー競技など

- ・人数：40名程度
- ・期間：10日間程度を想定
- ・練習、宿泊、通訳、食事、観光、スケジュール管理、機運醸成物品の購入、市民交流会等についての調整、手配

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の交流事業開催支援 （事前キャンプ実施後の期間）

- ①事前キャンプ実施国とのスポーツ交流（カヌー競技やサッカー競技など）や文化交流に向けた事業の提案、相手国との調整

5. 成果品の提出

業務履行報告書（任意様式）を、令和3年3月26日（金）までに提出すること。

6. 再委託の禁止

業務の主たる部分を再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により市の承認を得ること。

7. 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9. その他

- (1)業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2)業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3)神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 11 年神栖市条例第 1 号）を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4)本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5)仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、市と受託者で協議の上、決定する。